

授業名称：地理空間情報の提供・流通の促進と国の取組

シラバス

(地方公共団体向け)

概要：

平成 19 年 5 月に「地理空間情報活用推進基本法」（以下「基本法」という。）が成立し、平成 20 年 4 月には基本法に基づく「地理空間情報活用推進基本計画」（平成 20 年 4 月閣議決定、以下「基本計画」という。）が策定された。

基本計画では、誰もがいつでもどこでも必要な地理空間情報を使ったり、高度な分析に基づく確かな情報を入手し行動できる「地理空間情報高度活用社会」の実現を目指しており、現在、関係機関において重点的に施策を展開しているところである。

そこでこの講義では、基本法の理念、基本計画が示す目指すべき姿、国の取組状況、地理空間情報の提供・流通促進の意義についてとりあげる。

学習目標：

本講義では、基本法や基本計画などの背景と地理空間情報の提供・流通の意義について習得する。具体的な目標は以下の通り。

- ・基本法、基本計画が示す目指すべき姿、それを踏まえた国の取組状況について学ぶ。
- ・地理空間情報の提供・流通の促進の意義について理解する。

受講対象：

地方公共団体等において、GIS に関連する業務に従事している者、もしくは GIS に関する基礎知識は有しており、今後、専門性を高めたい意向がある者等

- (1) 地方公共団体の情報部門の人材
- (2) 地方公共団体の情報部門以外に所属し、GIS の活用が期待される業務に従事する人材
- (3) その他、地域行政に関連する組織に所属し、GIS の活用が期待される業務に従事する人材

教育手法：

講義

担当講師及び講師の必要要件：

政府における検討状況及び国、地方公共団体における実務の実態を把握していること。

参考資料：

- (1) 地理空間情報活用推進基本法、地理空間情報活用推進基本計画

キーワード：

地理空間情報活用推進基本法、地理空間情報活用推進基本計画、地理空間情報高度活用社会（G空間高度活用社会）、地理空間情報の提供・流通促進 等